

有料化に関する想定問答（利用者向け）

◆申込み

Q1 利用の申込みは、いつから受けることができるか

A1 コミュニティセンターは、あらかじめ予約することとなっています。

公共施設予約システムの申込可能期間は、施設により2か月前から又は1か月前から可能ですが、不明な点等ございましたら各施設のコミュニティセンターにお尋ねください。

◆使用料

Q1 利用料金は、前払いか

A1 原則、コミュニティセンター使用承認申請書を提出したときに前もって支払ってください。公共施設予約システム又は電話にて仮予約を行った団体は、利用時に料金を支払うことも可能です。

Q2 利用申請の際に、前払いで利用料金をいただいていた方が利用をキャンセルした場合の使用料は返還されるか

A2 止むを得ない理由がある場合は、返還します。

Q3 止むを得ない理由とは

A3 天災（大雪等）によりコミュニティセンターを臨時休館せざるを得ない場合、や施設運営上の都合によりコミュニティセンターが休館した場合です。

Q4 定期利用している団体からの料金の収受方法は

A4 ①その都度払う

②1ヶ月分まとめて払う

①②のどちらでもよいですが、②のまとめて支払う場合は当該月分のみとしてください。（複数月分のまとめ払いは不可）

Q5 利用時間が予定より短くなった場合（3時間で申請したものが、2時間で終了した場合）、料金を返還してもらえるのか。

A5 事前に利用料金を支払っている場合、返還することはできません。事後に支払する申し込みの場合、2時間分の利用料金を支払ってください。

Q6 冷暖房料金について機器の老朽化により、温度調整がうまくできない場合でも冷暖房料金を支払わなければいけないのか

A6 機器が老朽化している場合でも、電気代や灯油代がかかるため、利用される部屋の2割相当（10円未満切り捨て）の支払いが必要です。

Q7 冷暖房代金は、季節に応じて部屋の料金に含めてもらえないのか（例：冷房期間【6月～9月】、暖房期間【12月～3月】）

A7 期間を設定した場合、期間以外に冷暖房を使用した場合の料金がもらえないこと、部屋の利用料金が減免となる団体の冷暖房使用料が算定できないため、部屋の料金に含めません。

Q8 部屋にエアコン設備がついてなく、夏場に扇風機を使用した場合の冷暖房費はかかるか

A8 通常の部屋の使用料に含まれるものとして、別に冷暖房費はかかりません。

◆使用時間

Q1 1時間に満たない利用はどのように取り扱うか

A1 条例において、1時間以内の利用は、1時間とすると規定しています。

Q2 準備の時間は、利用時間に含まれるのか

A2 含まれます。利用時間は準備と後片付けの時間を含めた時間で利用申請してください。

例) 会議が18時から20時までで準備を17時30分からとする場合
利用時間は2時間30分となります。よって3時間分の料金がかかります。

Q3 部屋の使用時間と、冷暖房費の使用時間が異なる場合の取扱いは、どのようになるか（例えば会議の初めにだけエアコンをつけた場合など）

A3 冷暖房費について、部屋の使用時間と別に扱うと確認作業等が複雑になるので、部屋の使用時間と同じ時間分を払っていただきます。

ただし、加積コミュニティセンター多目的ホールについては、利用時間と冷暖房使用時間をそれぞれ把握し、利用時間に応じて1時間単位で切上げて請求する取扱いとします。

◆使用料の減免

Q1 地域振興会や区長会も年に1度免除団体登録申請書の提出が必要か

A1 地域振興会の傘下の団体は、地域活動として使用するため団体登録は不要です。

Q2 国や県が利用する場合、減免は適用されないのか

A2 国や県が事業の説明会で利用する場合、利用料金が必要です。（減免は、適用されません。）

Q3 スポーツサークルの体育館の利用は、減免の対象にならないのか

A3 体育館は振興会等の地域活動及び子どもたちが利用する場合のみ減免するこ

とになります。

Q4 スポーツサークルがコミュニティセンターの会議室を利用する際に減免の登録申請を行い、利用料金を減免してもらうことができるか

A4 概ね 10 名以上の団体で、地区住民が3分の2以上の団体等登録団体の要件を満たしている場合、減免の対象となります。